



自立する都市 さぬき市

広報 SANUKI CITY PUBLIC INFORMATION

さぬき

2013
4月号
No.132



冬のうまいもんまつり

URL <http://www.city.sanuki.kagawa.jp>



今月の 内容

税務課からのお知らせ ! 2~3

カメラリポート ほか ! 17

介護保険料について ! 4

おめでた・おくやみ ! 21

各課からのお知らせ ! 5~20

平成25年度 市税納期一覧表

《お知らせ》

○市税は、納期限内に納めましょう！

注意！ 市税を納期限内に納めなかった場合は、納期限後20日以内に督促状が發送され、督促手数料100円がかかります。

また、期限内に納めた方との公平性を保つため、延滞金が課せられる場合があります。

市 県 民 税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	納 期 限
	全期・1期			平成25年 4月30日
		全期		平成25年 5月31日
全期・1期				平成25年 7月 1日
	2期		全期・1期	平成25年 7月31日
2期			2期	平成25年 9月 2日
			3期	平成25年 9月30日
3期			3期	平成25年10月31日
			4期	平成25年12月 2日
	3期			平成25年12月25日
4期			5期	平成26年 1月31日
	4期		6期	平成26年 2月28日

○口座振替をご利用ください！

さぬき市では、口座振替による納税を推進しています。

口座振替にしますと、納税者が指定した金融機関の預貯金口座から税金を自動的に納付することができます。お申し込みは、下記の金融機関又は市役所・各支所・各出張所の窓口まで。

確実に便利な口座振替を是非ご利用ください。

口座振替ができる金融機関(順不同)

- ・百十四銀行 ・中国銀行 ・香川銀行 ・高松信用金庫 ・香川県信用組合 ・四国労働金庫
- ・香川県農業協同組合 ・香川県信用漁業協同組合連合会 ・郵便局(ゆうちょ銀行)

【問】 税務課 ☎(087)894-1118

☎(087)894-9210

身体・精神・知的障害者の方に対する軽自動車税の減免申請について

身体等に障害があるため障害者手帳の交付を受けている方で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税の減免を受けることができます。

①減免の対象となる自動車(平成25年4月1日現在)

対 象 者	運 転 者	軽自動車の所有名義	用 途	
身体障害者	18歳以上	身体障害者本人	身体障害者本人	限定なし
		生計を一にする家族 または常時介護者	身体障害者本人	もっぱら身体障害者等の 通勤・通学、通院、通所、 生業または一時帰省のために使用
	18歳未満	生計を一にする家族	身体障害者本人 または同一生計の家族	
		常時介護者	身体障害者本人 または同一生計の家族	
精神障害者 知的障害者	生計を一にする家族	精神・知的障害者本人 または同一生計の家族		
	常時介護者			

【注意】「常時介護者」とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者をいいます。

②減免の対象となる障害の範囲

手帳交付時に配布の「身体障害者・療育・障害者手帳の交付を受けた方の福祉便覧」の軽自動車税の減免欄をご覧ください。

③申請期間

平成25年4月 1日～
平成25年5月24日

※上記期間以外は、申請を受け付けることができませんので、ご注意ください。

④受付場所

さぬき市役所税務課または各支所

⑤必要書類

- (1) 障害者手帳(原本)
- (2) 印鑑
- (3) 運転免許証(コピー可)
- (4) 車検証(コピー可)
- (5) 定款(コピー可)

※車いす移動車(構造改造車)を申請する団体のみ

⑥注意事項

軽自動車税の減免申請は毎年必要です。身体等障害者一人につき、減免車両は一台限りです。自動車税(普通乗用車)の減免との併用はできません。

【問】 税務課 ☎(087)894-1118

平成25年度から固定資産税の前納報奨金制度が廃止になります。

この制度は、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況の下で、市町村の財政基盤強化のため、税収の早期確保や納税意識の向上等を目的に、全国の自治体で導入されました。

しかし、日本経済の発展に伴って納税環境も変化し、導入時の目的は達成されたとして、既に多くの自治体が廃止しています。

さぬき市でも、市・県民税の前納報奨金制度を平成19年度に廃止し、固定資産税についても、平成18年度から支給率を段階的に縮小してきましたが、当初の目的達成に加え、年々厳しくなる市財政状況の中、行政改革の一環として廃止を決定したものです。

これまで早期納税にご協力いただいた皆様には、心からお礼を申し上げますとともに、制度廃止へのご理解と引き続き納期内納付にご協力をお願いいたします。

なお、前納報奨金は交付されませんが、全期前納(一括納付)は、今後もご利用いただけます。

■今まで全期前納(一括納付)をされていた方で、引き続き全期前納をされる方

◎窓口納付の場合

変更手続は、必要ありません。納付窓口で、全期分の納付書で納付してください。

◎口座振替の場合

変更手続は、必要ありません。(これまでどおり、第1期の納期限に1年間の税額を一括して引き落とします。)

■今まで全期前納(一括納付)をされていた方で、期別納付に変更される方

◎窓口納付の場合

変更手続は必要ありません。納付窓口で、期別ごとの納付書で納付してください。

◎口座振替の場合

変更手続が、必要です。

全期前納から期別納付に変更する場合は、市税等の「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を提出してください。(金融機関の口座番号や届出の印鑑が必要です。)

用紙は、市内の各金融機関、市役所税務課、各支所・出張所にあります。

【問】税務課 ☎(087)894-9210

身体障害者などの 自動車税減免申請の出張受付について

一定の要件を満たす身体障害者等に対する、平成25年度自動車税の減免申請を、4月1日から5月27日(土、日、祝日を除く。)まで、香川県県税事務所自動車税課(高松市松島町)で受け付けますが、皆様のお住まいの地区におきましても、次のとおり臨時に出張して受付しますのでご利用ください。

場所・連絡先	申請受付日	時間
東讃県民センター (香川県大川合同庁舎内)	平成25年4月 9日(火)	9:00~16:00
さぬき市津田町津田930-2	平成25年4月16日(火)	
☎ 0879-42-1370	平成25年5月14日(火)	

【問】高松市松島町1丁目17-28

香川県県税事務所自動車税課 ☎(087)806-0314

(必ず事前にお問い合わせください)

国民健康保険税の 納付方法について

世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満である世帯主(擬制世帯主を除く。)の方の国民健康保険税は、原則として特別徴収となり、年金から徴収されます。

平成25年度に特別徴収となる方は、平成25年2月支給の年金から特別徴収された方(4月・6月・8月は、2月分と同額が仮徴収として特別徴収されます。)と平成25年4月1日以前に65歳になり新たに特別徴収の対象者となられた方です。ただし、対象とならない場合もありますので、詳細については、税務課までお問合せください。

なお、申請により普通徴収(口座振替に限り)に納付方法を変更することができます。申請される方は、通帳、通帳の届出印および国民健康保険被保険者証を持参して、市役所税務課または各支所にお越しください。

また、現在、特別徴収から口座振替に納付方法を変更している方で口座振替が不能になった場合は、平成25年10月分から特別徴収を再開しますのでご注意ください。

【問】税務課 ☎(087)894-1118

平成25年度介護保険料について

第1号被保険者(65歳以上の方)の平成25年度介護保険料は、平成24年中の所得や世帯員の住民税課税状況などの確定後に決定し、7月上旬にお知らせ予定です。

年度途中で資格を取得される方の介護保険料は、資格取得日(65歳誕生日の前日)や転入日(の属する月から)月割で賦課されます。

所得段階と保険料額(年額)

所得段階	保険料額	対象者
第1段階	30,400円	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受けている方
第2段階	30,400円	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階軽減	38,300円	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方
第3段階	45,600円	世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階・第3段階軽減に該当しない方
第4段階軽減	53,500円	住民税を課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第4段階	60,800円	住民税を課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で第4段階軽減に該当しない方
第5段階	68,700円	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方
第6段階	76,000円	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円未満の方
第7段階	91,200円	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上の方

※老齢福祉年金：明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※課税年金収入額：老齢年金などの課税年金収入額であり、障害年金・遺族年金などの非課税年金収入額を含みません。

介護保険料特別徴収(年金天引き)について

平成25年2月に特別徴収(年金天引き)され引き続き特別徴収対象者とされた場合の4月の保険料額については、2月と同額を徴収(仮徴収)させていただきます。また、その場合の6月および8月の保険料額については、平準化(※)を行い算定した保険料額を徴収(仮徴収)させていただきます。

65歳到達後や転入後などで、年金保険者から新たに特別徴収対象者とされ、特別徴収(年金天引き)が開始される場合は、算定した保険料額を徴収(仮徴収)させていただきます。

10月、12月および2月の保険料額については、年間保険料額から仮徴収保険料額を差し引いた額を3回に分けて徴収(本徴収)させていただきます。なお、平成24年度中に特別徴収(年金天引き)の実績があった方でも、何らかの理由により平成25年2月に特別徴収(年金天引き)されなかった方については、仮徴収は行われません。年金保険者から新たに特別徴収対象者として捕捉(把握)された後に特別徴収(年金天引き)が開始されるまでは、普通徴収(納付書または口座振替での納付)となります。

※仮徴収額と本徴収額が大きく変動することを解消するために、6月以降の保険料額を調整して、年度を通して平均した保険料額に近づける処理(平準化)を行います。ただし、平準化を行っても、前年度と異なる所得段階になった場合や、所得段階毎の保険料額の見直しがあった場合は、年度内での保険料額の変動が生じます(保険料額は均一になりません)。

介護保険料特別徴収対象者の捕捉および特別徴収開始について

介護保険料の特別徴収(年金天引き)については、日本年金機構や共済などの年金保険者が、被保険者の年金受給年額が18万円以上であることなどの条件により、特別徴収(年金天引き)対象者として捕捉(把握)することによって開始されます。

年金保険者捕捉月	特別徴収開始月
4月	10月
6月・8月・10月	翌年4月
12月	翌年6月
2月	8月

※当初確定した普通徴収納入通知書(自主納付分)を送付した後に特別徴収が開始されますと、二重納付の可能性が発生しますので、6月および8月捕捉分については、10月捕捉分と合わせて、翌年4月から特別徴収が開始されます。

こんな場合は普通徴収(自主納付)になります

- ・年金受給年額が18万円未満
- ・2月に特別徴収(年金天引き)が行われなかった
- ・年金が一時差し止めになった
- ・年金を担保に借入れを行った
- ・年金種類の選択替えを行った
- ・過年度分の所得段階に変更があり保険料が増額になった

本徴収確定(7月)以降で現年度分の所得段階に変更があり、保険料が増額または減額になった年度の中で他の市区町村から転入した年度の途中で65歳になった(4月の時点で年金を受け始めていない) など

普通徴収(自主納付)になる場合は、納入通知書(兼保険料変更通知書)を送付します。現金納付の場合は、各期別納期限までの納付をお願いします。
口座振替の場合は振替日までに残高の確認をお願いします。

【問】介護保険課 ☎(087)9522519

市役所日曜開庁及び平日業務の時間延長試行のお知らせ

転勤や入学・卒業などにより、住所が変わる方で、転入・転出の届出など、平日の業務時間内に窓口へ来られない方に利用していただくために、年度末最終の日曜日と年度始めの平日5日間に限り業務の時間延長を行い、次のとおり市役所の窓口を試行的に一部開庁します。

◆開庁日時 平成 25 年 3 月 31 日(日) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
平成 25 年 4 月 1 日(月)～4 月 5 日(金) 午後 8 時まで業務時間延長(5日間)

◆開庁窓口 市役所本庁 1 階 市民課、生活環境課、税務課、会計課

◆業務内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 転入、転出等住所変更届出の受付 ・ 住民票、戸籍の謄・抄本等証明書の交付 ・ 印鑑登録、証明書の交付 ・ 戸籍の届出(出生・婚姻・死亡届等)の受付 ・ 国民健康保険の取得・喪失届等の受付 ・ 国民年金の住所・氏名変更届出の受付 ・ 登録型本人通知制度の申請受付 ・ その他住所変更に伴う業務(後期高齢者医療、介護保険、児童手当等) 	<p>【市民課】 ☎(087)894-9218</p> <p>【生活環境課】 ☎(087)894-1119</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税証明書の交付(法人市民税を除く。) ・ 市県民税所得、課税証明書の交付 ・ 固定資産税公課、評価、所有証明書の交付 ・ 固定資産税住宅用家屋証明書の交付 ・ 原付等の登録、廃車手続(さぬき市のナンバーに限る。) ・ 臨時ナンバーの貸出 ・ 口座振替申請の受付 ・ 固定資産台帳(名寄せ帳)の閲覧 ・ 土地、家屋縦覧台帳の縦覧(4月1日から) 	<p>【税務課】 ☎(087)894-9210 ☎(087)894-1118</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税等の収納 	<p>【会計課】 ☎(087)894-9216</p>

※上記以外の業務については、取扱いができませんので、ご理解・ご協力をお願いします。
なお、上記業務のうち、国や他の市町村など他の機関等への問合せが必要な業務は、取扱いができない場合があります。
また、手続により必要書類が異なりますので、事前に担当課へのご確認をお願いします。

年度終了後には農業委員会に報告を!!

農業生産法人で営農事業をされている方は毎年、事業年度終了後に農業委員会に報告が必要です。(農地法第6条)
農繁期の忙しい時期ですが、忘れずに報告をお願いします。

理由も無く報告が無い場合や虚偽の報告があった場合、過料が科せられることもありますのでご注意ください!!

該当する法人

法人形態
農事組合法人、合名会社、合資会社等
経営内容
農業と農業に関連する事業が法人の売上高の過半
構成員
農業者・農業関係者が構成するもの

※農地法第68条(抜粋)
三十万円以下の過料に処せられる場合
農地法第6条第1項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

農地の納税猶予適用者・適用を検討されている方へ

相続税・贈与税の納税猶予制度の適用農地について、遊休化した農地や許可無く農地以外の宅地等に転用されている状態の場合には納税猶予の打ち切りの流れが強化されています。

農業委員会では毎年、市内の遊休地調査を実施しており、農地の適正管理(耕作)がされていない場合、該当者に指導するケースも出てまいります。

今後、農地の納税猶予を受けようとする方についても適用農地については、適正な農地管理(耕作)が必要です。

納税猶予適用地の管理者で遊休地化、許可無く宅地化した箇所がある場合農業委員会までご相談下さい。

農地の納税猶予制度の適正な運用の観点から、制度の理解をお願いします。

【問】農業委員会事務局

☎(087)894-9212 FAX(087)894-9666

*** 予防接種のお知らせ ***

＊BCG予防接種の対象者の拡大について＊

平成25年4月1日から結核の定期予防接種の対象者が「生後6ヶ月に至るまで」から
「生後1歳に至るまで」に拡大されます。

標準的な接種期間は 生後5ヶ月から生後8ヶ月に達するまでとなります。

4月1日以降に生後6ヶ月から生後1歳に至るまでの方で、これまでに予防接種を受けていない方は1歳のお誕生日の前日まで接種できますので、かかりつけ医にご相談ください。予診票を紛失された方は、再発行しますので、国保・健康課までご連絡ください。

＊日本脳炎予防接種＊

平成25年度日本脳炎の積極的勧奨対象者は次のとおりです。

- ①平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ
⇒予診票はすでにお渡ししています。
- ②平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ（小学2年生）
⇒第1期について個人通知します。
- ③平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ（中学1年生）
⇒第1期追加について個人通知します。
- ④平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ（高校3年生相当）
⇒第2期について個人通知します。

●特例対象者の範囲の追加について

平成25年4月1日より、積極的勧奨の差し控えにより日本脳炎の定期予防接種の機会をのがした者について、20歳未満の者を定期予防接種の対象者とする特例対象者に**平成7年4月2日～5月31日生まれの者が追加されます。**よって特例対象者【平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ】で接種を希望される方は、20歳になる前々日までに残りの回数を無料で受けることができます（第2期については9歳以上）。

上記の積極的勧奨対象者以外の方も接種できますので、これまでに任意で接種した場合も含め、接種回数を確認してください。予診票のない方は発行いたしますので、国保・健康課までご連絡ください。

＊長期療養のため定期予防接種を受けられなかった方へ＊

長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種を受けられなかった方が、回復後2年以内に接種する場合には、定期接種として認められる場合があります。

対象となる疾病の種類や対象年齢等については、国保・健康課までお問い合わせください。

＊転入された方へ＊

さぬき市へ転入された方で7歳6ヶ月未満のお子さまの保護者の方は、今までに受けている予防接種についてご連絡ください。予防接種によっては通知の時期を過ぎている場合がありますので、必ずご連絡をお願いします。7歳6ヶ月～高校1年生相当年齢の方についても、無料で接種できる場合がありますので、お問い合わせください。

日本脳炎予防接種について積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の定期予防接種の機会をのがした特例対象者【平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ】で接種を希望される方は、20歳になる前々日までに無料で受けることができますのでご連絡ください。

＊麻しん風しん予防接種＊

麻しん・風しんは乳幼児期にかかることが多いため、1歳のお誕生日がきたらなるべく早く第1回目を接種し、より高い予防効果を得るために、お子さまが小学校入学前の1年間に第2回目を接種しましょう。

＜平成25年度対象者＞

【第1期】生後12ヶ月～24ヶ月に至るまでの間にある方

【第2期】平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ

(5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

●接種は麻しんが流行する4月～6月の間が望ましいとされています。

●麻しんまたは風しんにかかった方でも、混合ワクチンの接種が可能です。

＊先天性風しん症候群の予防について＊

平成25年の風しん報告数(2月20日現在)は、昨年の同時期と比べ、約20倍となっています。関東地方における報告数が急増しており、今後も風しんや先天性風しん症候群の増加傾向が心配されています。

妊娠初期に胎児が風しんウイルスに感染すると、先天性心疾患・白内障・難聴などを特徴とする先天性風しん症候群を発症する場合があります。風しんの流行を防ぎ、先天性風しん症候群の発生を防ぐために、以下の方は風しんの予防接種を受けましょう。

任意の予防接種(有料)については、かかりつけ医にご相談ください。

●幼児期の麻しん風しん予防接種第1期・第2期はもれなく受けることが大切です。

●妊婦への感染を抑制するために、特に①～③の方(抗体価が十分であると確認できた者は除く)は、任意接種をご検討ください。

①妊婦の夫、子ども、その他の同居家族

②10代後半から40代の女性(とくに妊娠希望者・妊娠する可能性の高い女性)

(ただし接種後2ヶ月は妊娠を避けること、妊娠中は接種できません。)

③出産後まもない女性

＊成人用肺炎球菌予防接種について＊

平成25年度も引き続き、さぬき市成人用肺炎球菌予防接種を実施いたします。

成人用肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎を予防するためのワクチンです。

接種については医師と十分に相談し、注意事項を考慮したうえで接種してください。

＜対象者＞ 次のすべてに該当する方

①接種当日にさぬき市内に住所のある75歳以上の方

②過去5年以内に成人用肺炎球菌予防接種を受けていない方

③この事業に基づく予防接種を受けたことのない方

④この予防接種に健康保険の適用がない方

＜実施期間＞ 平成25年4月1日～平成26年3月31日

＜自己負担額＞ 4,500円(接種費用7,500円の内3,000円を市が負担します。)

＜接種方法＞ 接種を希望される方は、事前に国保・健康課、生活環境課、支所の窓口で成人用肺炎球菌予防接種の申請手続きを行ってください。申請内容の確認後、予診票を郵送します。

市内の実施医療機関に予約のうえ、接種してください。

同一世帯以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

【問】国保・健康課 ☎(0879)52-2518

登録制幼稚園講師の募集

☆さぬき市立幼稚園の登録講師を募集します☆

○業務内容 幼稚園のクラス担任

○資格要件 幼稚園教員免許

○申込方法 さぬき市指定の履歴書及び資格免許の写し提出

○申込場所 さぬき市教育委員会事務局学校教育課

○受付期間 年間通し(平日の午前8時30分～午後5時まで)

○勤務条件 月額177,100円、通勤手当、各種保険制度有

登録制預かり保育指導員の募集

☆さぬき市立幼稚園で実施されている
預かり保育の登録制指導員を募集します☆

○業務内容 預かり保育児の保育(随時)

○資格要件 保育士資格又は幼・小・中・高いいずれかの教員免許

○申込方法 さぬき市指定の履歴書及び資格免許の写し提出

○申込場所 さぬき市教育委員会事務局学校教育課

○受付期間 年間通し(平日の午前8時30分～午後5時まで)

○勤務条件 時給900円、労災保険有

【問】さぬき市教育委員会事務局学校教育課 ☎(0879)42-3106

平成25年度さぬき市住宅リフォーム促進支援事業第1期の募集のご案内

昨年度、実施しました住宅リフォーム促進支援事業につきましては、多数の応募をいただきました。

平成25年度につきましても引き続き、市内の事業者を利用して個人住宅の修繕、補修、増築等のリフォーム工事を行う方に対して、さぬき市共通商品券を交付いたします。ぜひ、この機会に申請ください。

なお、事前相談も行っていますので、お気軽にご相談ください。

1 交付対象工事

工事費(税込み)50万円以上

平成26年3月10日(月)までに完了報告ができる工事

2 交付対象住宅

- 住宅の所有者が自己の居住の用に供している市内の住宅
- 建築後3年以上を経過している住宅

3 交付対象者

- さぬき市に住民登録している方
- 本人及び同一世帯に属する方が、市税及び国民健康保険税を滞納していない方

4 交付金額

交付対象工事費(税込み)の10%で最高20万円の

さぬき市共通商品券

5 募集期間

平成25年4月22日(月)～5月10日(金)

受付時間は 9:00～12:00

13:00～16:00(平日のみ)です。

6 募集件数

予算の範囲内で概ね50件程度

※申込者が多数の場合には、抽選により交付対象者を決定します。

7 申請手続き

交付申請書に必要な事項等を記入し、直接都市計画課の窓口で申請してください。

※交付申請書は、市のホームページからダウンロードするか、都市計画課の窓口でお受け取りください。

8 抽選会

交付申請時に、抽選方法についてお知らせします。

9 問合せ先及び申込先

さぬき市役所 建設経済部都市計画課

☎(087)894-1113

<http://www.city.sanuki.kagawa.jp/life/living/repair/repair.html>

さぬき市緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業について

地震発生時における建築物等の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぎ、避難や救急救援活動、緊急物資の輸送等の機能を確保するため、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震対策等を行う方に対し、費用の一部を支援しますので、ご利用ください。概要は以下のとおりです。

補助制度の概要

補助を受けられる方

- ①建築物の所有者であること
- ②市税等を滞納していないこと

補助の内容

- ①耐震診断・耐震補強設計
補助対象経費の2/3を乗じた額で400万円を限度に補助します。
 - ②耐震改修工事・建て替え工事
補助対象経費の2/3を乗じた額で6000万円を限度に補助します。
- ★補助制度をご利用いただくには注意事項やその他要件等がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

対象となる建築物等の主な要件

- (ア)昭和56年5月31日以前に建てられ、地震により倒壊し、緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物
- (イ)建築基準法の規定に適合しているもの
- (ウ)耐震補強設計、耐震改修、建替えを行う場合は、耐震診断の結果、倒壊の危険性等があると判断されたもの
- (エ)その他補助対象要件は下記のとおり
 - (A)住宅を除く建築物及びマンション(共同住宅のうち耐火構造又は準耐火構造であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ地階を除く階数が3以上のもの)
 - (B)耐震改修促進法第6条第3号の政令で定める建築物(個人住宅を除く)

※ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣の特別な認定等を得た工法によるものは除く

【問】さぬき市 都市計画課 ☎(087)894-1113(直通)

市営住宅入居者募集

団地・戸数・構造

琴 林(津 田)	1戸(公営:3DK)
鶉 部(鶴 羽)	4戸(公営:2DK・3DK)
神 前(神 前)	1戸(公営:3DK)
山 王(石田東)	2戸(公営:3DK・3LDK)
長尾 A(長尾西)	1戸(公営:2LDK)
昭 南(南 川)	2戸(特公賃:3DK)
大 井(富田西)	5戸(特公賃:3LDK)
山 王(石田東)	1戸(特公賃:3LDK)

申込のできる方

- ・市内に住所または勤務場所がある方で、住宅に困窮している方。
 - ・申込者本人または同居しようとする者名義の持ち家を所有、共有していない方。
 - ・月収が所定の基準に該当する方。
- | | |
|------------|--------------------|
| 公営住宅(一般世帯) | 158,000円以下 |
| (裁量世帯) | 214,000円以下 |
| 特定公共賃貸住宅 | 158,000～487,000円以下 |
- ・同居親族または同居しようとする親族がある方。
 - ・市税等を滞納していない方。
 - ・暴力団員でない方。

入居時の家賃

公営住宅の家賃については、入居申し込み時の月収(所得)により決定されますのでお問い合わせください。

受付期間

平成25年4月1日(月)～4月10日(水)9:00～17:00
(土日を除く)

抽 選

申込が募集戸数を上回った場合、後日抽選を行います。

入居予定日

5月1日(水)

【申・問】	都市計画課	☎(087)894-1113
	津田支所	☎(0879)42-3101
	大川支所	☎(0879)43-3501
	寒川支所	☎(0879)43-2511
	長尾支所	☎(0879)52-2511

住宅の耐震化 大地震への備えの第一歩!

平成25年度補助申請受付開始!!

補助制度の拡充(助成額の増額)をしました。
この機会に耐震診断・耐震改修を!!

- ☆ご自宅のリフォームをお考えの方は絶好のチャンスです。
- ☆補助制度を使って、住宅の耐震化に取り組み、「助けられる側」から「助ける側」にまわりましょう。

①耐震診断 **9万円**を限度に補助 ~~1万円程度の自己負担~~
 <耐震診断に要した費用 × 9/10>

②耐震改修 **90万円**を限度に補助
 <耐震改修に要した費用 × 1/2>

※昭和56年5月以前に建てられた住宅が対象です。

○ご自身やご家族の命を守るために、また、ご近所の暮らしを守るために
ぜひ住まいの耐震化に取り組み、安全・安心な暮らしを手に入れましょう。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 昭和56年5月以前に建てられた住宅であること | <input type="checkbox"/> 市税及び国民健康保険税の滞納がないこと |
| <input type="checkbox"/> 一戸建て又は長屋建てであること | (改修工事については) |
| <input type="checkbox"/> 申請者が住み、持家であること | <input type="checkbox"/> 工事後も住宅として利用すること |
| <input type="checkbox"/> 建築基準法の違反がないこと | <input type="checkbox"/> 診断により、倒壊の恐れがあるとされていること |

※ツバイオやDgハウスなど特殊な工法の住宅は、独自基準で安全性を確保しており補助対象外です。

【お問合わせ】都市計画課 TEL:087-894-1113
<http://www.city.sanuki.kagawa.jp/life/living/taishin/taishin.html>

人権教育シリーズ

人権の視点を取り入れた企業経営とは

企業が社会に及ぼす影響は、近年ますます大きくなってきています。事業展開の規模が大きくなればなるほど労働や環境等の社会的側面に大きな影響を及ぼしています。このような状況を背景に『企業の社会的責任』CSR (Corporate Social Responsibility) という言葉を耳にすることが多くなってきました。

一人ひとりの人権が尊重されるためには、障がいがあっても、子どもがいても、言葉や文化が違っていても、誰もが安全・安心・快適に暮らすことができ、また、社会参加できるような生活環境が築かれることが大切です。こうした生活環境を築くためにも、企業の役割は重要です。企業が提供する商品やサービスは市民の日々の暮らしに欠かせないものだからです。

経営者は、自社の商品やサービスが「誰にとっても利用しやすいものになっているかどうか」を改めて見直してみる必要があります。たとえば、手話や筆談ができる従業員の育成や配置、店舗全体のバリアフリー化などが考えられます。高齢者の来客に備えて老眼鏡を置いたり、机に杖や傘を収納できる切れ込みを工夫している企業もあります。また、すでに大きな活字を用いた出版物や、操作が簡単・容易な電気製品、ユニバーサルデザインを取り入れた商品など、業種を問わず、様々な商品を開発・提供している企業も少なくありません。

企業が様々な人々の立場に立つて考え、配慮することで、今までにない商品やサービスを開発・提供することが可能になります。企業活動を「人権の視点」からとらえると、おのずとその企業の市場が広がるばかりか、これまで想定もしていなかったような、まったく新しい市場の開拓にもつながるのではないのでしょうか。

一方、労働という観点からのCSRにはどのようなことが考えられるのでしょうか。CSRとは企業とつながりをもつものに対して責任ある行動をとること、説明責任を果たすことですが、企業とつながりを持つ者の中には企業で働く人たち(従業員)も含まれます。従業員に対して責任ある行動をとることや説明責任を果たすことは、具体的には、

- ・人材育成、キャリア形成支援が積極的に行われることにより能力の向上が図られること
- ・個人それぞれの生き方、働き方に応じて働くことのできる環境が整備されること
- ・すべての個人について能力発揮の機会が与えられること
- ・安心して働く環境が整備されること
- ・などが考えられます。



平成24年12月19日研修会

【問】人権推進課 ☎(087)894・9088

契約状況(工事 10,000 千円、委託 2,000 千円以上) 平成 24 年 12 月 1 日 ~ 平成 25 年 1 月 31 日

工事名(業務名)	契約者	請負金額(円)
平成 24 年度津田町中央浄化センター改築工事	扶桑建設工業株式会社 四国本店	112,350,000
平成 24 年度鴨部川浄化センター改築工事	日新電機株式会社 四国支店	46,725,000
平成 24 年度長尾汚水中継ポンプ場改築工事	メタウォーター株式会社 高松営業所	32,550,000
平成 24 年度志度第5汚水75号線污水管布設工事	関西建設株式会社	26,775,000
平成 24 年度市道下上内山田横内線道路改良工事	株式会社富田組	13,020,000
平成 24 年度市道大道末行線舗装工事	株式会社六車建設	11,025,000
平成 24 年度単県坂子地区排水機場改修工事	クボタ機工株式会社 四国営業所	63,000,000
平成 24 年度単県野間田地区樋門改修工事	株式会社大和鉄工所	10,815,000
平成 24 年度富田処理区マンホールポンプ (MP-8) 設置工事	扶桑建設工業株式会社 四国本店	10,710,000
平成 24 年度さぬき市配水池清掃業務	株式会社カナツク	4,567,500
平成 24 年度津田町中央浄化センター改築工事施工監理業務	株式会社三水コンサルタント 徳島事務所	4,725,000
平成 24 年度長尾汚水中継ポンプ場施工監理業務	日本上下水道設計株式会社 大阪総合事務所	2,079,000

【問】管財課 ☎(087)894-8677

少年育成センターだより

「さぬき市少年育成センター」ってどんなところ？

少年の健全育成と非行防止を願って、地域の人々や関係機関との連携のもと、次のような活動を行っています。

- 補導活動：日々の巡回による声かけ
- 合同補導：地域の補導員、学校、警察等と一緒に
- 特別補導：祭り、列車、行事、通報による巡回、補導等
- 日常補導：登下校の巡回、声かけ
- 環境浄化活動：よりよい地域環境にするために
- 環境美化活動：巡回、補導に併せて実施
- ボランティア清掃の実施支援
- 不審者等の情報集約と注意喚起情報の発信
- 白ボストの設置：少年にとって有害な図書やDVD等の回収

- 津田：JR津田駅、鶴羽駅
- 大川：田面バス停、みろく自然公園
- 志度：JR志度駅、オレンジタウン駅、働く婦人の家
- 寒川：JR神前駅、市民病院前
- 長尾：JR造田駅、運動公園、公民館前山分館

相談活動：子どもに関する心配事に対応（少年相談専用 ☎(0879)42・5535）

- 相談日時：月曜日、金曜日 午前8時30分～午後5時
- 相談方法：来所（要予約）、電話（随時）
- 相談内容：子どもに関する問題や悩み事などなだでもご利用できます。
- 専門相談員がお話を伺います。必要に応じて専門機関も紹介いたします。

- 適応指導教室「FINE」：不登校対応（見学・体験可）
- 相談活動：問題や悩みを乗り越えるための援助
- 学習支援：一人一人のレベルに合った個別学習
- 小集団活動：成功体験や自尊感情を育む体験活動や軽スポーツなど
- 臨床心理士によるカウンセリングの実施（年10回）

- 広報啓発活動：少年の健全育成に関心を、
- 広報さぬきに『少年育成センターだより』を毎月掲載
- 児童、生徒の一日補導員活動の実施
- 家族みんなで考える『青少年健全育成標語』の募集
- 啓発カレンダーの作成
- 広報車による広報活動
- 少年相談カード、カウンセリング案内のチラシ配布
- さぬき市少年育成センター ☎(0879)42・1012 は、津田支所2階です。

★少年に関する相談・情報は

さぬき市少年育成センター ☎(0879)42・1012
少年相談専用電話 ☎(0879)42・5535



春の全国交通安全運動



期 間 平成 25 年 4 月 6 日（土）～平成 25 年 4 月 15 日（月）
交通事故死ゼロを目指す日：4 月 10 日（水）

運動の基本 「子どもと高齢者の交通事故防止」

- 運動重点
- 1 自転車の安全利用の推進
 - 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 3 飲酒運転の根絶
 - 4 交差点及びその付近での交通事故防止

一人ひとりが交通ルールを守り、「交通事故ゼロのさぬき市」を実現しましょう！

【問】さぬき市生活環境課 ☎(087)894-1119
さぬき警察署交通課 ☎(087)894-0110

新入学生の保護者のみなさん、ご存じですか？

「いかのおすし」・・・子どもたちを不審者から守るための合言葉です！

- 「い」 行かない・・・知らない人についていかない。
- 「の」 乗らない・・・知らない人の車にのらない。
- 「お」 大声でさけぶ・・・「助けて！」とおおきな声を出そう。
- 「す」 すぐにげる・・・怖かったら、大人のいる方にすぐにげる。
- 「し」 知らせる・・・どんな人が何をしたら、家の人に知らせる。

真新しいランドセルを背負って通学する子どもたち。子どもたちの安全を守るため、保護者の皆さまは防犯ブザーを持たせたり、「こども110番」「こどもSOS」の看板がかかっている家に助けを求めることなど防犯意識を身につけさせてください。また、地域の住民と協力し子どもたちを犯罪から守りましょう。なお、不審者を見かけたり、不審者情報等があれば通報をお願いします。

通報先	さぬき警察署生活安全課 さぬき市生活環境課	☎(087)894-0110 ☎(087)894-1119
-----	--------------------------	----------------------------------

さぬき市心身障害児福祉年金について(お知らせ)

児童福祉の増進を図ることを目的として、心身に障害のある児童(20歳未満)の保護者の方に対して支給される手当です。

- 対象者 心身に障害のある児童の保護者の方で、さぬき市に1年以上住所を有する保護者
※当該児童もさぬき市内に住所を有することが前提です。
身体障害児の場合は身体障害者手帳(1級~4級)
知的障害児の場合は療育手帳(㊤ A ㊤ B)
- 支給月額 4,000円
- 支給月 毎年3月に該当月数を乗じた額で支給します。
請求手続等詳しくは長寿障害福祉課にお問い合わせください。

特別児童扶養手当について

児童の健やかな成長を願って、身体や精神に中度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

- 対象者 20歳未満で、身体または精神に中度以上の障害をお持ちのお子さんを監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方(養育者)です。
なお、以下の場合は受け取ることができません。
・児童や父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
・児童が障害を支給事由とする公的年金をうけることができるとき
・児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- 支給月額 1級(重度障害児)50,400円(平成25年4月分から)
50,050円(平成25年10月分から)
2級(中度障害児)33,570円(平成25年4月分から)
33,330円(平成25年10月分から)
※ただし、請求者または配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、手当の支給が停止されます。
- 支給月 4月・8月・11月の年3回
請求手続等詳しくは長寿障害福祉課にお問い合わせください。

特別障害者手当・障害児福祉手当について

日常生活において常に介護を必要とする在宅の重度障害者の方に対する手当です。

20歳以上の方には特別障害者手当、20歳未満の方には障害児福祉手当となります。

【特別障害者手当】

- 対象者 日常生活において常時特別の介護を必要とする満20歳以上の在宅の重度障害者。
なお、以下の場合は支給されません。
・施設入所をした場合や病院または診療所に継続して3ヶ月以上を超えて入院をした場合。
・受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者等に一定以上の所得があるとき。
- 支給月額 26,260円(平成25年4月分から)
26,080円(平成25年10月分から)
- 支給月 2月・5月・8月・11月の年4回

【障害児福祉手当】

- 対象者 日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の重度障害児。
なお、以下の場合は支給されません。
・施設入所をした場合。
・障害を事由とする公的年金を受け取ることができる場合。
・受給資格者または扶養義務者等に一定以上の所得があるとき。
- 支給月額 14,280円(平成25年4月分から)
14,180円(平成25年10月分から)
- 支給月 2月・5月・8月・11月の年4回
請求手続等詳しくは長寿障害福祉課にお問い合わせください。

【問】長寿障害福祉課 ☎(0879)52-2516

瀬戸内国際芸術祭2013

瀬戸内の島々を舞台とした現代アートの祭典「瀬戸内国際芸術祭2013」が開催されます。

船で島々を巡り、瀬戸内海の美しい自然を感じながら、国内外の著名アーティストの作品やアートイベントをご堪能いただけます。

- 期 間 春:3月20日(春分の日)~4月21日(日)
夏:7月20日(土)~9月1日(日)
秋:10月5日(土)~11月4日(月)
- 場 所 直島、豊島、女木島、男木島、小豆島、大島、犬島、沙弥島(春)、本島(秋)、高見島(秋)、粟島(秋)、伊吹島(夏)、高松港・宇野港周辺
- 料 金 作品鑑賞パスポート(3シーズンパスポート:5,000円ほか)
※個別鑑賞券あり

【問】瀬戸内国際芸術祭実行委員会事務局
☎(087)832-3123 URL <http://setouchi-artfest.jp/>



図書館だより

『不眠・過眠を治す81のワザ+α』

河村 哲・著 (保健同人社)

皆さんは良質な睡眠がとれていますか？

5人に1人が何らかの睡眠障害を抱えている今日、不眠症は現代病といえるでしょう。そして加齢とともに不眠は増加し、60歳以上ではほぼ3人に1人が睡眠問題で悩んでいるそうです。夜なかなか寝付けない。朝早く目が覚める。一日中眠気があり身体がだるいなど、誰もが不眠体験を持っていると思います。不眠の原因はストレスや生活リズムの乱れ、病気などさまざまです。

この本では「夢ばかり見て熟睡できない。」「仕事中のどうしようもない眠気。どうしたら…」など、さまざまな眠りの悩みへの対処法を、実体験に基づいて紹介しています。また夢と病気の関係や眠気に効く栄養素など専門医ならではのアドバイスもあります。

睡眠の問題は、睡眠環境や生活習慣の改善など、セルフケアで解決できることも多いそうです。自分流に寝る前にリラックスタイムを作る、食事を工夫する、寝具を変えるなど身近な解決法を見つけて心地よい眠りを取り戻しませんか。

★志度図書館の行事

- * 古文書講座 4月 4日(木) 13:30～
- * おはなし会 3月23日(土) 14:00～
- 4月 6日(土) 14:00～
- 4月27日(土) 10:30～
- * 赤ちゃんのおはなし会 4月11日(木) 11:00～
- ★リサイクル市 4月23日(火) 10:00～
- ※保存期限の過ぎた児童用雑誌を差し上げます。(おひとり5冊まで)
- ※なくなり次第終了します。

★休館日のお知らせ

3月 20日(水)・25日(月)・31日(日)
4月 1日(月)・8日(月)・15日(月)・22日(月)・30日(火)

★寒川図書館の行事

- * ふしぎなおはなし会 4月27日(土) 14:00～
- ※楽しいお話や不思議な手品、工作もあります！
- ★子どもの読書週間キャンペーン 4月23日(火)～5月12日(日)
- キャンペーン期間中に10冊本を借りると、雑誌の付録をプレゼント！
- (対象：中学生以下)



さぬき市図書館友の会会員募集！

※入会金＝無料 年会費＝千円(会費は通信費に使用)
※年齢・性別は問いません
※ボランティア活動です。行事・会合などの出欠は、自由です。
お問い合わせは、志度図書館までお願いします。

【問】志度図書館 ☎(087) 814-2678 寒川図書館 ☎(0879) 43-6930

ホームページ(PC)

<http://www.library.city.sanuki.kagawa.jp/index.html>

ホームページ(携帯)

<http://www.library.city.sanuki.kagawa.jp/mobile.html>



さぬき市文化資料展示館

<21世紀館さんがわ>

【4月の催しもの(作品展示)のご案内】

さぬき市文化協会 第11回春の絵画展 4月2日(火)～4月14日(日) <small>さぬき市文化協会美術工芸部門美術分野に所属する3団体(木画会・長尾絵画クラブ・津田絵画教室)による合同作品展です。</small>	鶴羽手芸教室 手芸展 4月16日(火)～4月21日(日) <small>前回の作品展から10年、さらにレベルアップした作品が展示されます。</small>
山野草と風景写真展 4月23日(火)～4月28日(日) <small>さぬき市在住のグループによる山野草と風景の写真展です。27日(土)、28日(日)は即売会も予定されています。</small>	展示募集中 4月30日(火)～5月5日(日)
開館時間 9時～17時(最終日は16時まで)	
休館日 毎週月曜日	観覧料 無料
場 所 寒川町石田東(寒川支所南側)	
連絡先 21世紀館さんがわ ☎(0879)43-0780 生涯学習課 ☎(0879)42-3109	
ホームページ http://ew.sanuki.ne.jp/tenjikan/	
Eメールアドレス sangawa_21th@yahoo.co.jp	

◎展示作品を募集しています。ご希望の方は、上記施設または生涯学習課までお問い合わせください。

日韓親善芸術祭 韓国犬田広域市芸術団来さぬき市

この度、文化交流を目的として日本と韓国の伝統舞踊の公演をお届けする事になりました。舞踊、音楽の持つ芸術性をご覧ください。日韓伝統文化の世界に皆様をご案内します。

日 時 平成25年4月6日(土)
 昼の部 開演13時30分(開場13時)
 夜の部 開演18時30分(開場18時)

開 場 志度音楽ホール

料 金 無料

内 容 日本 日本舞踊、琴等
 韓国 韓国伝統舞踊、伽耶琴(韓国の琴)、
 チャング(韓国の太鼓)等

【問】さぬき日韓青少年交流会 小川 ☎(080)4036-9185



女子の部C
準優勝 シクラメン・ユウ
優勝 シクラメン

女子の部B
準優勝 ベイブ
優勝 しどめだか

女子の部A
準優勝 PRETZ
優勝 ウイング撫子

男子の部B
準優勝 木曜会B
優勝 木曜会A

男子の部A
準優勝 クレージーホース
優勝 クラブSKIM

○ソフトバレーボール大会 1月20日(日)

〔志度地区〕

大会結果

○テニス大会
とき 4月7日(日)
ところ 長尾テニスコート

○40才以上ソフトボール大会
とき 4月15日～5月18日
ところ 志度公園広場

○春季軟式野球大会
とき 4月1日～6月15日
ところ アークバリアBP志度

4月・5月行事予定

〔志度地区〕

平成25年度入学(園)式日程表

	学校(園)名	日時(時間は開始時刻)
中学校	津田中学校	4/9(火) 9:30
	さぬき南中学校	4/9(火) 9:30
	志度中学校	4/9(火) 9:30
	志度東中学校	4/9(火) 9:30
	長尾中学校	4/9(火) 9:30
小学校	津田小学校	4/10(水) 9:30
	富田小学校	4/10(水) 9:30
	松尾小学校	4/10(水) 10:00
	志度小学校	4/10(水) 9:30
	中央小学校	4/10(水) 9:30
	小田小学校	4/10(水) 9:30
	鴨部小学校	4/10(水) 9:30
	神前小学校	4/10(水) 9:00
	石田小学校	4/10(水) 9:00
	長尾小学校	4/10(水) 9:30
	造田小学校	4/10(水) 9:30
	前山小学校	4/10(水) 9:30
	幼稚園	津田幼稚園
鶴羽幼稚園		4/11(木) 10:00
富田幼稚園		4/11(木) 10:00
松尾幼稚園		4/11(木) 10:00
志度幼稚園		4/11(木) 10:00
中央幼稚園		4/11(木) 10:00
小田幼稚園		4/11(木) 9:15
鴨部幼稚園		4/11(木) 10:30
寒川幼稚園		4/11(木) 10:00
長尾幼稚園		4/11(木) 10:00
造田幼稚園		4/11(木) 10:00

【問】 学校教育課 ☎(0879)42-3106

不動産鑑定無料相談会の開催についてのお知らせ

日時 平成25年4月5日(金) 午前10時～午後4時
場所 高松会場:県庁 東館 1階ロビー
丸亀会場:丸亀市役所 1階相談室
内容 香川県不動産鑑定士協会所属の不動産鑑定士(各会場3名程度)が、土地・建物等の不動産の価格や土地取引に関する県民からの相談に無料で応じます。
主催 香川県不動産鑑定士協会

【問】 香川県不動産鑑定士協会事務局 ☎(087)822-8785

世界も、自分も、変えるシゴト「JICAボランティア募集！」

①青年海外協力隊 ②シニア海外ボランティア
あなたの技術・経験を生かしてみませんか?発展途上で、現地の人々と協働しながら、人づくり、国づくりに協力します。

シネマ&体験談&説明会

日時 4月21日(日) 14:00～
場所 アイバル香川3階会議室
「おじいさんと草原の小学校」無料上映!
対象者 ①満20～39歳、②満40～69歳(5月13日現在)
※日本国籍を持つ人
申込み 募集期間/4月1日～5月13日(月)消印有効
応募書類配布場所/JICA四国、県国際交流協会

【問】 JICA四国 ☎(087)821-8824

平成25年4月イベント

日	イベント名	時間	場所	問い合わせ先	電話番号
7日(日)	鎮花祭 (はなしずめのまつり)	13:00 ~ 16:00	宇佐神社	宇佐神社	0879-52-2065
10日(水)	鴨部川「川の市」	9:00 ~ 18:00	鴨庄郵便局北側	松ヶ端自治会長	087-895-2808
14日(日)	春を食べよう	9:30 ~	門入茶房周辺	街おこしグループ 福見草	090-7622-1216
21日(日)	セシールさくらチャリティーセール	10:00 ~ 16:00	セシール志度 ロジスティックセンター	株式会社セシール物流本部	087-894-5555

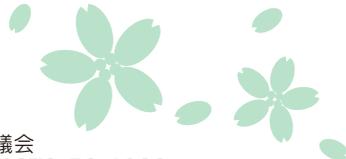
* イベント情報については平成 25 年 2 月 10 日現在のものです。その後変更になる場合もありますのでご了承ください。

道の駅「ながお」さくらまつり

【日 時】 平成25年4月7日(日)9:00 ~ 16:00

【場 所】 前山ダム・道の駅「ながお」周辺

満開の桜の下、春の一日を満喫しませんか。
前山ダム一周ウォーク、宝探し、クイズゲーム、各種バザー、産直市、讃岐夢豚の特売、餅つきの実演販売のほか、産直即売会場にて1,000円以上お買い上げの方に空クジなしの抽選など、多彩なイベントを行います。



前山地区いきいき事業協議会
【問】道の駅「ながお」 ☎ 0879-52-1022

みろく桜まつり

【日 時】 平成25年4月7日(日)10:00 ~ 14:00

【場 所】 みろく自然公園「野外ステージ」ほか
(雨天の場合は「イベントドーム」)

【プログラム】 (詳細はチラシを参照)

- 10:00 ~ 開会セレモニー
 - 10:15 ~ 富田幼稚園遊戯
 - 10:30 ~ 南川阿讃峡太鼓
 - 11:00 ~ 「アンパンマン」キャラクターショー 1部
 - 11:30 ~ 「アンパンマン」握手・撮影会
 - 12:00 ~ サウンド三木ジャズオーケストラ演奏
 - 13:00 ~ 「アンパンマン」キャラクターショー 2部
 - 13:30 ~ 「アンパンマン」握手・撮影会
- その他、ミニSL、似顔絵、ふわふわドーム、ふれあい動物園等があります。

みろく桜まつり実行委員会
【問】さぬき市観光協会(商工観光課内) ☎ (087)894-1114



春のさぬき市内まち歩き 参加者募集

香川の知られざる魅力を伝えるため、香川県下において、「てくてくさぬき」と題し、香川ならではの様々な体験・イベントを企画し、展開しています。

さぬき市では、次のような「まち歩き」コースが行われます。ぜひご参加ください。

コース 1 まんでがん志度浦「海」と「三剣山(?)」と「じゃこ屋食堂」
~世界の「ジョージ・ナカシマ」でお楽しみよ!~

【開催日時】 平成25年4月6日(土)・20日(土) 9:30出発
【集合場所】 ことでん志度駅(さぬき市志度495-7)
【募集定員】 15名
【参加料】 2,300円
【主な内容】 海の青さを感じながら、志度街道を歩きます。老舗の酒屋さん、評判の天ぷら屋さん、人懐っこいお馬さん、みちくさせずにはいられない!「源平の里むれ」では、駅長さんの一押し話も聞けるかも?一息つけば、その先のジョージ・ナカシマ記念館は、もうすぐそこ。お帰りは、ことでんに乗ませよう~! ゆったりと志度浦を巡れば、きっとやみつきになるはず。

【所要時間】 約5時間 / 3km

コース 2 さぬき志度「春うらら~、塩屋、大橋「人」によみ」
~昔々、大橋に大きな橋があったそうなの~

【開催日時】 平成25年4月27日(土)・5月25日(土) 9:30出発
【集合場所】 志度寺北駐車場(さぬき市志度1102)
【募集定員】 15名
【参加料】 1,500円
【主な内容】 今は珍しいお酒やビールのコレクション、愛情込めて作った手作りバイオリンが次々とお目見え。はたまた、こんな近くにイサム・ノグチゆかりのお寺があるなんて、志度の人も知らない穴場ツアー。こだわって生きている人達がここにいたっ! 登録有形文化財のいしや旅館さんでお食事もご用意。春の日に大橋川の恵みを感じて、お宝拝見に出かけましょう!

【所要時間】 約3.5時間 / 2km

【問・申】 ※募集定員に達した場合、参加できない場合もあります。あらかじめご了承ください。
志度まちぶら探検隊事務局(担当:岡) 電話 080-1998-4508

**食育体験！
伝統料理の“カンカン寿司”を作って食べて
マルシェで販売もしてみよう！**

参加費：1,000円(全2回分)
定員：10組(応募多数の場合は抽選)
1日目：4月13日(土)カンカン寿司作り&包装体験
会場：香川県農業協同組合大川北部支部研修センター
さぬき市鴨部 4644-2
2日目：4月14日(日)販売体験
会場：さぬきマルシェ in サンポート会場
申込方法：4月10日(水)必着

下記を FAX または E メール・電話にてご連絡下さい。
①申込者名及び同伴者名と年齢②住所③電話番号・FAX
番号④E-Mail アドレス
お申込み受付後、運営委員会よりご連絡差し上げます。

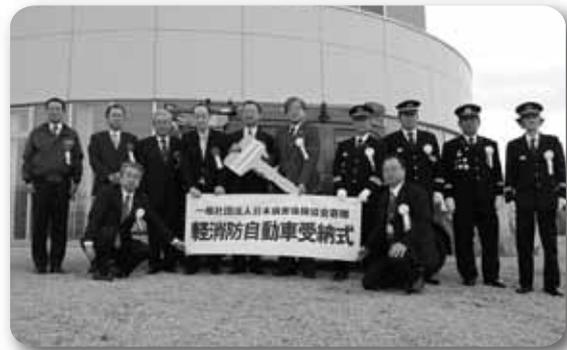
申込先: Fax: (087)874-2891
E-mail: norakidsproject@mimuzusya.jp
【問】ひまわり生活研究グループ
『僕らののらキッズ計画』運営委員会
☎(080)5385-3463(担当:本田)

カメラリポート

軽消防自動車受納式

2/20

一般社団法人日本損害保険協会からさぬき市に軽消防自動車の寄贈があり、この日、受納式が行われました。この小型動力ポンプ付軽消防自動車は、毎年、一般社団法人日本損害保険協会が防災活動の一環として、地域における防災力の強化・拡充に貢献することを目的に全国の市区町村へ寄贈されているものです。



平成25年度第1回さぬき市ファミリー・サポート・センター

「まかせて会員養成講座」受講者募集

受講料 無料

子どもが大好きな方。地域で子育ての役に立ちたい方。子育て経験を活かしたい方。さぬき市の子育て援助に是非お力をお貸し下さい!!(有償ボランティア)



子育て援助に参加しませんか?

まかせて会員とは…

対象	・さぬき市に在住もしくは周辺に在住で、心身ともに健康で子育ての援助をしたい20歳以上の人。 ・当センターが行う「まかせて会員養成講座」を受講修了した人。 ・自宅でお預かりができる人。				
	活動の内容 ・子どもの一時的な預かり、保育所・幼稚園・小学校などへの送迎をします。				
利用料	利用時間	30分以内	30分超 1時間以内	1時間超	
	活動時間	平日 7:00 ~ 19:00	400円	600円	30分増す毎に300円加算
		平日上記以外の時間帯 及び土日祝日年末年始	500円	700円	30分増す毎に350円加算

開催日	講座項目	時間
5/18(土)	開講式(受付 8:45 ~)	8:55 ~ 9:00
	子育てを取り巻く環境・制度	9:00 ~ 11:00
	まかせて会員手引き説明	11:10 ~ 13:10
5/25(土)	障がい児への理解・関わり方	13:00 ~ 14:30
	子どもの身体の発育と病気	14:40 ~ 16:40
6/1(土)	子どものかわり・遊び(乳幼児期)	9:00 ~ 10:30
	子どものかわり・遊び(学童期)	10:40 ~ 12:10
6/8(土)	子どもの病気の時の世話と食事	9:00 ~ 11:00
	子どもの心の発達と個性	11:10 ~ 12:40
6/15(土)	子どもの食事・栄養	9:00 ~ 10:30
	子どもの安全・家庭内事故	10:40 ~ 12:40
	修了式・閉講式	12:40 ~ 12:50

会場：津田公民館・第2講座室
受講料：無料。但し、会場までの交通費は個人負担となります。
受講資格：心身ともに健康で子どもが好きな方であれば、資格・経験は問いません。
(有資格者の方は免除項目あり。お問い合わせ下さい。)
応募方法：電話にてお申し込み下さい。
(月曜・日曜・祝日は休館日です。)
定員：20名
(応募多数の場合は受講できない場合があります。ご了承下さい。)

【問】さぬき市ファミリー・サポート・センター ☎(0879)52-1192

●3～4カ月児健診(津田保健センター)

25日	木	12:30～13:00受付	津田保健センター	平成24年12月生まれ
-----	---	---------------	----------	-------------

●1歳6カ月児健診(津田保健センター)

16日	火	12:30～13:00受付	津田保健センター	平成23年9月生まれ
-----	---	---------------	----------	------------

●3歳児健診(津田保健センター)

18日	木	12:30～13:00受付	津田保健センター	平成21年9月生まれ
-----	---	---------------	----------	------------

●乳幼児相談(身長・体重測定、育児相談、栄養相談)

26日	金	9:30～11:00	津田保健センター	乳幼児希望者
-----	---	------------	----------	--------

●2歳児歯科相談

4月	市内委託医療機関にて受診		平成22年9月生まれ
----	--------------	--	------------

【問】 国保・健康課 ☎(0879)52-2518

4月
保健だより

平成25年度 さぬき市成人検診申込についてのお知らせ

さぬき市が実施する総合健診(人間ドック)、胃・子宮・大腸がん検診を希望される方は、3月末頃に郵送します『お知らせ(水色)』をご確認の上、下記の申込受付日程でお申込みください。

※本人が来られない場合は、代理の方による申込み受付も行います。申込みをされる方の住所・生年月日・電話番号・医療保険者がわかるようにご準備ください。

※総合健診(人間ドック)をご希望される社会保険等(さぬき市国民健康保険、後期高齢者医療保険以外の医療保険)にご加入の方は、前もって特定健診について保険者にご確認の上、お申込みください。

- ◎ 対象者 : 40歳以上の希望者(子宮頸がん検診は20歳以上の女性)
- ◎ 持参物 : ●「平成25年度 成人検診申込票」(黄色)
- 医療保険証(総合健診をお申込みの方のみ、コピー可)

申込受付日程

時間	9:00～11:30	13:30～16:00	時間	9:00～11:30	13:00～16:00
4月4日(木)	津田保健センター 寒川農村環境改善センター	国保・健康課 (長尾庁舎2階)	4月6日(土)	国保・健康課(長尾庁舎 2階)	
4月5日(金)	津田保健センター 寒川農村環境改善センター		4月7日(日)	国保・健康課(長尾庁舎 2階)	
4月8日(月)	長尾庁舎 2階会議室 大川保健センター		4月10日(水)	さぬき市役所本庁舎1階 市民ホール	
4月9日(火)	長尾庁舎 2階会議室 大川保健センター		4月11日(木)	さぬき市役所本庁舎1階 市民ホール	
4月11日(木)	生涯学習館(鴨庄)		4月12日(金)	さぬき市役所本庁舎1階 市民ホール	

◎できるだけ最寄の場所での申込みをお願いします。時間帯により混雑することがあります。

【問】 国保・健康課(長尾庁舎2階) ☎(0879)52-2518

子宮頸がん検診を受けましょう!

子宮頸がん検診は20歳以上の女性が対象です。

短時間で 安価な 集団バス検診があります。

平成25年度末年齢(平成26年3月31日現在)において年齢に達する方が対象となります。
検診を希望される方は、上記日程のとおり申込受付場所へおいでください。(代理の方による申込可)

高齢者を支える総合相談窓口です!

地域包括支援センターでは、高齢者ご本人からだけでなく、ご家族や地域の方などからの相談を受け付けています。

一人暮らしや認知症などの事情により、判断能力が低下し、日常生活の中で金銭管理や契約に困ることがある場合は、成年後見制度、日常生活自立支援事業などの制度を利用するお手伝いをします。

介護に関する相談の他にも、健康・福祉・医療や生活に関することなど様々な面からその方の状況に合ったサポートを行いますので、お気軽にご相談ください。

【問】 ★介護保険課 地域包括支援センター
 場所 さぬき市長尾東 888 番地 5 (長尾支所内)
 ☎ (0879)52-0410 FAX (0879)52-0411

『高松東年金事務所主催の 国民年金保険料相談(年金相談)』

3月28日(木) 10:00~15:00 さぬき市役所附属棟多目的室

4月23日(火) 10:00~15:00 寒川公民館1階第3会議室

※相談には、年金手帳、年金証書、印鑑等をお持ちください。

【問】 さぬき市国保・健康課 ☎(0879)52-2514
 高松東年金事務所国民年金課 ☎(087)861-3867

「ご存じですか?」 「学生納付特例制度」と 「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であつても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限一年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入の上ご返送ください。

また、学生でない30歳未満の方の場合には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておく、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受け取ることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されませんが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

【問】 さぬき市国保・健康課 (0879)52-2514
 高松東年金事務所 (087)861-3867

マタニティ教室のご案内

安心して妊娠・出産・育児ができるように、妊娠中の生活についての教室を開催します。ぜひ、ご家族でご参加ください。

○内容・日時 *1コース3回

	日時	内容	スタッフ	備考
①	4月22日(月) 13:30~15:30	栄養の話 さぬき市の母子保健サービス	管理栄養士 保健師	
②	5月29日(水) 13:30~15:30	妊娠中の歯の健康 赤ちゃんを迎える準備について	歯科衛生士 保健師	
③	6月19日(水) 13:30~15:30	妊娠中の生活 お産・母乳について	助産師 保健師	動きやすい服装でお越しください。

○実施場所:津田保健センター 2階

○対象者:市内に居住する妊婦やその家族

○募集人数:15組程度

○当席参加料:母子手帳、資料代300円

※1回のみ参加も可能です。参加を希望される方は、さぬき市国保・健康課へ参加希望日の前日までにお申込みください。(定員になり次第締め切ります)

【問・申】 国保・健康課 ☎(0879)52-2518



●4月 休日当番薬局

資料：大川薬剤師会

日	曜	薬局名称	所在地	電話番号
7	日	三本松調剤薬局	東かがわ市三本松	(0879)24-3300
14	日	ハッピー薬局こぐま店	さぬき市志度	(087)894-9620
		あいおい薬局	東かがわ市馬宿	(0879)23-8533
21	日	松村薬局津田店	さぬき市津田町津田	(0879)42-5704
28	日	レディさぬきしど調剤薬局	さぬき市志度	(087)894-7234
29	月	たんぼほ調剤薬局	さぬき市造田是弘	(0879)53-2783
		なの花薬局さぬき店	さぬき市寒川町石田東	(0879)43-0811

※変更する場合がありますので確認のうえ、来局ください。

●4月 休日当番医

資料：大川地区医師会

日	曜	科目	当番病院名称	所在地	電話番号
7	日	外	みさごクリニック	東かがわ市引田	(0879)33-3900
		内	太田病院	東かがわ市三本松	(0879)25-2673
		内	春熙堂医院	さぬき市長尾東	(0879)52-2234
14	日	泌	まつおか医院	さぬき市長尾東	(0879)52-1888
		内	古川医院	東かがわ市馬宿	(0879)33-7300
		小	おおばやしこどもクリニック	さぬき市志度	(087)894-5665
21	日	整	大石整形外科医院	さぬき市昭和	(0879)52-2107
		内	奥谷医院	東かがわ市三本松	(0879)25-4478
		内	溝淵内科循環器クリニック	さぬき市津田町津田	(0879)42-1122
28	日	外	ヘキクリニック	さぬき市志度	(087)894-1371
		内	桑島内科医院	東かがわ市三本松	(0879)25-0771
		内	ひもりの里診療所	さぬき市鴨庄	(087)890-1055
29	月	外	さぬき市民病院	さぬき市寒川町石田東甲	(0879)43-2521
		内	森医院	東かがわ市引田	(0879)33-3588
		内	服部内科医院	さぬき市造田	(0879)52-2173

※診療時間は、9:00～17:00

変更する場合がありますので確認のうえ、来院ください。

さぬき市民病院では、大川地区医師会と協力して、毎日(365日)19時30分から23時まで大川地区小児夜間急病診察室を開設しています。対象は、中学生までです。

【問】さぬき市民病院 ☎(0879)43-2521(代表)

●行政相談

開設日	開設場所	時間	問い合わせ先
4月3日(水)	長尾公民館	13:00～15:00	生活環境課 ☎(087)894-1119
4月4日(木)	大川支所	13:00～15:00	
4月9日(火)	津田働く婦人の家	10:00～12:00	
4月12日(金)	さぬき市役所1階相談室	13:00～15:00	
4月16日(火)	寒川公民館	13:00～15:00	

●人権相談

開設日	開設場所	時間	問い合わせ先
4月9日(火)	津田働く婦人の家	9:00～12:00	人権推進課 ☎(087)894-9088
4月11日(木)	寒川公民館		
4月12日(金)	高松法務局寒川出張所		
4月16日(火)	長尾公民館		

●心配ごと相談

開設日	開設場所	時間	問い合わせ先
4月16日(火)	寒川公民館	13:00～15:00	さぬき市 社会福祉協議会本所 ☎(0879)52-2950
4月10日(水)	志度社会福祉センター		
4月4日(木)	大川支所		
4月5日(金)	さぬき市社会福祉協議会本所		
4月23日(火)	さぬき市社会福祉協議会津田支所		

●専門相談(要予約)

開設日	開設場所(連絡先)	時間	内容
4月25日(木)	さぬき市社会福祉協議会志度支所 ☎(087)894-1542	13:30～16:00	法律相談
4月10日(水)	さぬき市 社会福祉協議会本所 ☎(0879)52-2950	13:30～16:00	法律相談
4月25日(木)			
4月17日(水)		13:00～15:00	土地・建物相談

※当日の予約状況により、次回以降の開催日になる場合がありますのでご了承ください。
※当日に相談員の都合で開催日が変わる場合がありますので、その節はご容赦ください。

●民事暴力相談は

【問】香川県暴力追放運動推進センター ☎(087)837-8889

急な病気やけがなどの相談や休日当番医の詳細情報については、さぬき市ホームページの【くらしの情報】→【健康・福祉】→【一般健康情報】→【緊急相談】をご覧ください。

さぬき市ケーブルネットワーク番組表(4月)

時	分	3/31(日)~4/6(土)	4/7(日)~4/13(土)	4/14(日)~4/20(土)	4/21(日)~4/27(土)	4/28(日)~5/4(土)
午前	00	ふるさとケーブルネット	ふるさとケーブルネット	ふるさとケーブルネット	ふるさとケーブルネット	ふるさとケーブルネット
	15	さぬき・まちの健康応援団体操	さぬき・まちの健康応援団体操	さぬき・まちの健康応援団体操	さぬき・まちの健康応援団体操	さぬき・まちの健康応援団体操
	30	SCNニュース	SCNニュース	SCNニュース	SCNニュース	SCNニュース
	45					
	00					
	15	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送
	30					
	45					
	00					
	15	語り継ぐあの時代 (ケーブルメディアワイワイ提供)	ふるさと さぬき市 (さぬき市商工観光課制作)	ともに夢を とともに感動を (高松ケーブルテレビ制作)	献血でつなぐ心のファイブ (政府インターネットテレビ)	ケーブルテレビがかわります 6
	30	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送
	45					
00						
15	SCN週刊ニュース	SCN週刊ニュース	SCN週刊ニュース	SCN週刊ニュース	SCN週刊ニュース	
30						
45						
00						
15	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送	
30						
45						
00						
15	SCNニュース	SCNニュース	SCNニュース	SCNニュース	SCNニュース	
30	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送	
45						
00						
15	語り継ぐあの時代 (ケーブルメディアワイワイ提供)	ふるさと さぬき市 (さぬき市商工観光課制作)	ともに夢を とともに感動を (高松ケーブルテレビ制作)	献血でつなぐ心のファイブ (政府インターネットテレビ)	ケーブルテレビがかわります 6	
30	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送	
45						
00						
15	ふるさとケーブルネット	ふるさとケーブルネット	ふるさとケーブルネット	ふるさとケーブルネット	ふるさとケーブルネット	
30	さぬき・まちの健康応援団体操	さぬき・まちの健康応援団体操	さぬき・まちの健康応援団体操	さぬき・まちの健康応援団体操	さぬき・まちの健康応援団体操	
45	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送	
00						
15	SCNニュース	SCNニュース	SCNニュース	SCNニュース	SCNニュース	
30						
45						
00						
15	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送	
30						
45						
00						
15	SCN週刊ニュース	SCN週刊ニュース	SCN週刊ニュース	SCN週刊ニュース	SCN週刊ニュース	
30						
45						
00						
15	SCNニュース	SCNニュース	SCNニュース	SCNニュース	SCNニュース	
30	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送	
45						
00						
15	SCNニュース	SCNニュース	SCNニュース	SCNニュース	SCNニュース	
30	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送	文字放送	
45						
午前	00	ショップチャンネル				

<SCN番組案内>

OSCNニュースは、毎週火曜日と金曜日の19:00更新で放送しています。(放送時間 6:30~12:00~16:00~19:00~21:00~23:00~)
 -この番組予定は、一部変更することがあります。番組の変更は、文字放送でお知らせします。-

*SCNの番組は、デジタル12チャンネルで放送しています。

※なお、番組に関するお問い合わせは、さぬき市ケーブルネットワーク番組編成係 (Tel.0879-43-2514) まで。

